

福井県民間社会福祉施設退職共済事業について

福井県民間社会福祉施設職員退職共済事業（以下、「県退職共済」）は、民間の社会福祉施設職員の処遇の向上を図り、福祉人材を確保し定着を図ることを目的に、昭和46年に創設されました。平成30年3月31日現在、県内185の社会福祉法人、7,853人の方に加入していただいております。民間社会福祉施設職員の皆さまを退職金の面から支えることで、県内社会福祉事業の振興に一役買っています。

手厚い！福井県の福祉人材施策

中小規模の事業所が多い民間社会福祉施設が、職員の退職に際して十分に退職金を支払える仕組みを整えるため、加入法人が職員ごとに掛金を支払い、職員の退職時に勤務年数に応じた退職金を支払うのが退職共済制度です。

民間社会福祉従事者の退職共済制度としては、独立行政法人福祉医療機構が全国規模で実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下、「医療機構退職共済」）があります。その上乘せの制度として実施する福井県独自の制度が、この県退職共済です。

「福祉は人なり」と言われるように福祉業界は人材で支えられています。県内の社会福祉を支えるべく、医療機構退職共済では国と県、県退職共済では県の助成が一部入っており、また、掛金はすべて事業主が負担していて、職員個人の負担はありません。

医療機構退職共済と県退職共済、ダブルの退職金が、長らく県内における社会福祉を支えた人材の退職後の生活の安定に寄与してきました。安心して福祉のしごとに取り組んでいただくための重要な福利厚生制度です。

高いポータビリティ

県退職共済および医療機構退職共済は、今の法人を退職しても、退職金を受給せずに再就職した法人で引き続き加入することができます。引っ越しや結婚、出産、介護といったライフステージの変わり目で、一旦退職せざるを得なくても、再就職した時に引き続き加入することで、福祉職員として歩まれたキャリアの最終段階で退職金を有利に受けることができます。（これを合算申出と言いますが、一定の条件があります。）

県退職共済には福井県内の社会福祉法人の9割以上が加入しており、高いポータビリティで中途退職者を支援します。

加入対象者は？

正規職員のみならず、パートや臨時職員の方も雇用契約内容によって加入対象となります。

加入要件を満たした日から加入するため、正規職員以外の方は採用日と加入日が一致しない場合があります。なお、要件を満たしている職員は、必ず加入することとなります。

【加入要件】 ①から③のいずれかに該当する職員です。

- ①雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）
- ②1年以上の雇用期間を定めて使用される職員（※）で、正規職員の所定労働時間の2/3以上の者
※雇用期間に定めのない職員のうち、正規職員以外の者を含みます。
- ③1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、正規職員の所定労働時間の2/3以上の者

退職金の算定方法は？

被共済職員期間が1年以上の方に退職金を支給します。退職する前6か月間の給与月額平均金額に被共済職員期間（年数）ごとに規定されている乗率をかけて算出します。

県退職共済の退職金が支給された約2か月後に医療機構退職金が支給されます。

（参考）モデル給与による退職金額（平成28年4月1日以降の乗率により算出）

| | 勤続10年 | 勤続20年 | 勤続30年 | 勤続40年 |
|------|---------|---------|-----------|-----------|
| 県 | 203万円 | 98.7万円 | 208.1万円 | 311.4万円 |
| 医療機構 | 99.2万円 | 511.1万円 | 1,083.2万円 | 1,582.5万円 |
| 合計 | 119.5万円 | 609.8万円 | 1,291.3万円 | 1,893.9万円 |



【福井県民間社会福祉施設退職共済 事務局】
 社会福祉法人福井県社会福祉協議会 総務施設課内
 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22 TEL0776-24-2339 / FAX0776-24-8941
 ホームページ <http://www.f-shakyo.or.jp/> (トップ>福祉事業者向け情報>福井県民間社会福祉施設職員退職共済事業)